

品川区立台場小学校 学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

1 基本理念（いじめ防止に向けた学校としての基本的な考え方）

- (1) いじめは、重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されない行為である。全ての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを放置することがないようにするため、いじめ防止等の対策を行う。
- (2) いじめは全ての児童に関係する問題である。どの児童にも起こり得るという認識の下、いじめの未然防止、早期発見、早期対策を基本にいじめ防止等の対策に取り組む。
- (3) 学年・学級でのいじめ予防プログラムを用いた授業・調査を基盤とし、良好な人間関係形成のために児童の主体的な取組を推進し、豊かな情操と道徳心を培い、「いじめはどんな理由があっても決して許されない」ことを児童に自覚させる。
- (4) 児童との関わりを大切にし、保護者との連携を密にすることで、児童からの相談を受けやすくしたり、保護者、地域住民および関係機関等からの情報提供を得やすくしたりするよう努める。
- (5) 教員がいじめをどんな状況でも見逃さずに適切に対応できるよう、研修の充実を図り、教員の指導力と資質・能力の向上に努める。
- (6) 保護者会等において、いじめの定義やいじめ防止に向けた取組、いじめがあった場合の対処など「学校いじめ防止基本方針」の内容について繰り返し説明し、理解を図る。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの定義には、次の①から④の要素が含まれている。

- ① 行為をしたもの（A）も行為をされたもの（B）も児童であること。
- ② AとBに一定の人間関係が存在すること。
- ③ AがBに対して心理的または物理的に影響を与える行為をしたこと。
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を訴えていること。

個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、いじめを受けた児童の立場に立って行うことが必要である。

(2) いじめの内容

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの解消

ア いじめに係る行為が止んでいる

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、品川区教育委員会又は学校いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていない

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(4) いじめ重大事態の定義

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生命、心身または財産重大事態）
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校重大事態）

3 学校及び教職員の責務

教職員は、基本理念にのっとり、児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

4 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

学校におけるいじめの未然防止、早期発見、および事案対処に関する措置を実行的に行うために「学校いじめ対策委員会」を置く。

イ 所掌事項

- ・ 定例会議の設定と会議録の作成・保管
- ・ いじめの防止等に関する教員研修(年3回)や授業(年3回)、1人1台端末を活用した各種調査の実施等の年間計画の作成・実施
- ・ いじめの早期発見につながる1人1台端末を活用した各種調査の分析
- ・ 所属職員等からの情報収集・情報共有・全教職員への周知徹底
- ・ いじめの定義に基づいたいじめの認知・いじめの解決に向けた対応方針の協議
- ・ 児童、保護者等に対応する教職員等への指導・助言
- ・ 記録の保管・引継ぎ
- ・ 学校評価の実施と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

ウ 会議

- ・ 月に1度、会議を開催する。
- ・ いじめの事案や重大性に応じて適宜開催する。
- ・ いじめが疑われる行為の発見やいじめの相談・通報があれば、速やかに開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、教務主任、市民科主任、研究主任、きこえとことばの教室主任、特別支援教室主任、養護教諭、スクールカウンセラー（事案に応じて学級担任、学年主任）

5 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 人権について普遍的な視点からの取組を日常的に進めたり、人権課題を取り上げた授業を行ったりすることで、児童の人権感覚を高め、いじめをしない、させない、見逃さない資質・能力を育てる指導を年間通じて行う。

イ 「人権デー」を月に1回、「いじめ防止推進ウィーク」を5月、10月、2月の学校公開を含む週に設定し、全校で「いじめ根絶バッジ」を着用し、学級活動等で人権問題について取り上げることで、人権感覚を高め、いじめ根絶への風土を醸成する。

ウ 児童会に「人権委員会」を置き、児童がいじめや差別の防止に関する活動を主体的に取り組めるよう、課題の設定や実施方法についての支援を行う。

エ いじめ予防授業プログラム「トリプルチェンジ」を活用したいじめに関する授業を年3回、6月、10月、1月に行い、「いじめはどんな理由があっても絶対に許されない」という意識の醸成を図る。

オ 一人一台端末を活用した「学校風土D調査」を年2回、7月と12月に行い、児童を取り巻く学校環境や学校の状況を把握し、授業や学校のルール、生活指導の方法などを改善する。

カ 児童の適切な行動に着目して認め、励ます前向き支援を行い、いじめが起きにく

い学校風土を醸成する。教職員を含め、児童に関わる大人は、よい行動モデルを提供できるように率先して範を示す。

キ 学校だより、学校ホームページ、個人面談、保護者会等において、いじめの未然防止に関する取組について保護者に周知し、保護者との緊密な連携・協力を推進する。

ク いじめや不登校等の実態の有無や要因などについて、校内で確実に引き継がれるよう、毎週の学年会において引き継ぎ資料を作成する。また、学校間および校種間での連携を強化し、入学児童や転入児童の情報を確実に引き継ぐ。

(2) 早期発見のための取組

ア 一人一台端末を利用した「こころとからだの連絡帳ダイケン」(毎日)、「こころの健康観察 NiCoLi」(年3回)、「いじめDアンケート」(年7回)、「学校風土D調査」(年2回)を定期的実施することにより、児童の心身の状態を常に把握し、児童の悩みやいじめの兆候を見逃すことなく支援・指導を行う。

イ 第5学年においてスクールカウンセラーによる全員面談を行い、児童理解を進めるとともに、児童がスクールカウンセラーに相談しやすい環境をつくる。

ウ 7月と12月の個人面談を通して保護者との信頼関係を構築し、保護者の気付きを学校に相談しやすい環境をつくる。

エ 全教員が児童観察を通して気付いたことを毎週の生活指導連絡会において共有する。気になる児童については、全教員で見守りを行い、適宜声掛けをしたり相談にのったりする。

オ 全校朝会等を通して、各種相談窓口等、児童が直接相談できる窓口について周知する。

(3) 早期対応のための取組

ア いじめを発見した場合、速やかに「学校いじめ対策委員会」に報告・連絡・相談する。「学校いじめ対策委員会」はいじめの事実確認の報告をもとにいじめを認知し、具体的な対応のあり方について協議し、校長が決定する。

イ いじめ問題の対応経過は「学校いじめ対策委員会」が定めた共通の様式に従って記録を作成する。記録は、事実確認をもとに「いつ」「どこで」「誰が」「誰に対して」「何を」「どうしたか(どのような対応を行ったか)」など、事実や対応が明確に分かるように作成し、全教職員が確認できる方法で保管する。

ウ 被害児童およびいじめを知らせてきた児童の安全の確保のため、複数の教員での見守りや付添を行う。また、不安解消のために適宜相談にのる。

エ 加害児童へは、いじめの重大性に応じた指導を組織的・継続的に行う。状況に応じてスクールカウンセラーと連携し、アセスメントを行うなど、いじめの行為を行う背景を配慮しながら、指導の充実を図る。

オ 被害児童の保護者、加害児童の保護者双方に、事実関係と学校の対応方針を丁寧に説明し、被害児童への支援内容や加害児童への指導、再発防止に向けた取組につ

いて理解を得る。

カ 校区教育協働委員会にいじめの発生を報告するとともに、早期解決に向けた連携支援を求める。

(4) 重大事態への対処

ア 重大事態の判断

- ・ 重大事態に該当する可能性のある事案を把握した場合、速やかに「学校いじめ対策委員会」を開催し、「品川区いじめ防止対策推進基本方針」に示された重大事態の定義に基づき、重大事態に該当するかどうかの判断を行う。

イ 重大事態発生への報告

- ・ 重大事態の発生が確認されたまたは疑いがある場合、速やかに電話にて教育委員会に重大事態発生を報告する。数日以内にいじめ対策委員会における調査報告書にて、教育委員会教育長あてに重大事態発生の際の経緯を報告する。

ウ 被害児童の安全確保・不安解消のための支援

- ・ 被害児童が二度といじめを受けることのないように全教職員の総力により、登校から下校までの見守り体制を構築し、安全を確保する。
- ・ 校長のリーダーシップの下、教育委員会の助言を受け、被害児童の被害が完全に回復し、不安が解消されるまで、組織的な支援を継続して行う。
- ・ 被害児童の保護者に対して、事案の事実関係を明らかにする調査の結果等の情報を提供する。調査結果とともに、被害児童が安心して学校生活を送れるようになるための方策について、保護者に説明し、意見を聴取して理解を得るとともに、対応の結果等どのように状況が改善されたかを定期的に報告する。
- ・ 被害児童の被害の内容に応じて、医療機関、警察、心理や福祉の専門家等、外部機関と連携し、被害の完全な回復を図る。
- ・ いじめの行為が行われなくなっても、被害児童の不安が解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまで、継続的な支援を行う。

エ 加害児童に対する指導および支援

- ・ 複数の教職員で適切に役割を分担し、加害児童に対して、毅然とした態度でいじめは絶対に許されないことを指導する。その上で、全教職員の総力により、二度と同様の行為を行うことのないよう指導体制を構築し、再発を防止する。
- ・ 加害児童が自身の行為の誤りを振り返り、改善が見られた場合には、どのように行動すれば、学校の全ての児童が安心して学校生活を送ることができるようになるかを考えられるように促し、自己の目標を決める等して実践できるよう指導する。

オ 保護者への説明、協力関係の構築

- ・ 加害児童に対する指導や更生に向けた支援に当たっては、事前に学校としての指導や対応の方針を保護者に説明し、理解を得るようにする。
- ・ 被害児童と加害児童の保護者の認識が異なる場合には、校長は教育委員会の助言を受けながら、互いが面会する機会を設定し、問題の解決に向けて双方が理解し合えるように調整を図る。

- ・ いじめに関わる児童の保護者が子どもとの関係に悩みを抱えている場合等には、スクールカウンセラーが相談に応じる等して、学校と保護者の信頼関係の構築に努め、保護者の悩み等に対応する。
- カ 教職員、スクールカウンセラーによる支援
- ・ 加害児童の行為の背景も考慮し、必要に応じて教職員やスクールカウンセラーが面接等を通して、加害児童が自身の行為に対する振り返りを促す支援を行い、感情のコントロール、適切な人間関係づくりなどの具体的な方策について十分に指導する。
- キ いじめ重大事態調査結果への対応と再発防止
- ・ 調査報告書をもとに、区教育委員会より指導・助言を受けて、児童に必要な支援を行う。児童の状況により家庭や関係機関、スクールカウンセラー等と連携して心のケアや学習支援、登校支援等を行う。進級・進学、転学の際も児童等の情報を確実に引継、継続的な見守りを行う。
 - ・ 加害児童に対しては、当該児童が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から、保護者とも協力し、指導および支援を SC や関係機関と連携しながら継続して行う。
 - ・ 二度と同じ事態が発生しないようにするために、調査報告書の内容および提言された再発防止策について真摯に受け止め、組織的対応の徹底など、これまでの対応の見直しと再発防止策の確実な実施に取り組む。

6 教職員研修計画

(1) 品川区いじめ防止教育研修

管理職・生活指導主任等は、リーダー教員研修を受講する。受講後、全教職員へ伝達研修を実施し、品川区いじめ防止教育に関して共通理解の下、いじめ防止教育に取り組めるようにする。

(2) 校内いじめ防止教育研修

年3回、4月、8月、1月にいじめ防止教育リーダー教員による全教職員向けのいじめ防止教育研修を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期対応について共通理解を図り、全教職員が適切ないじめ防止対策を行えるようにする。

7 保護者との連携および啓発の推進に関する方策

(1) いじめ防止基本方針の周知

学校便り、学校ホームページ、保護者会等において、本校の「いじめ防止基本方針」を周知し、いじめ防止に向けた取組への理解と協力を図る。

(2) 保護者との連携

ア スクールカウンセラーによる「相談室だより」を発行し、保護者がスクールカウンセラーに相談しやすい環境をつくる。

イ 保護者からの連絡や相談には常に真摯に対応し、児童の学校生活での状況や実態に応じて、定期的な保護者面談を提案するなど、保護者との連携を密にして協力関係

を構築する。

ウ いじめの被害児童、加害児童双方の保護者には、事実関係と対応方針を丁寧に説明し、理解を得るように努める。

エ いじめ防止授業の取組を保護者に公開し、いじめ防止に向けて連携を図る。

8 地域および関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 地域人材の活用

校区教育協働委員会、町会や地域組織との情報交換等による協力体制を築き、地域での児童の様子を収集する。

(2) 関係機関との連携

ア 区教育委員会による支援チーム、児童相談所および子ども家庭支援センター等の関係機関と連携した対応を図る。

イ すまいるスクール、近隣児童センターと普段の児童の様子や気になる児童について適宜情報交換するように協力体制を築き、いじめの未然防止、早期発見に努める。

ウ 民生・児童委員、警察署、少年センター等の関係機関と様々な機会を活用して情報交換を行い、連携を強化する。

(3) 警察との連携・通報

ア 加害児童の行為が、犯罪行為として取り扱われるべきと思われるなど重大性が高い場合には、速やかに品川警察署に連絡し、連携して対処する。

イ 繰り返しの指導にも関わらず、加害児童の行為に改善が見られない場合等、被害児童に対して今後も生命、身体、財産に被害を及ぼす可能性がある場合は、直ちに警察に通報して援助を求める。

9 学校評価および基本方針改善のための計画

(1) いじめ防止に関する学校評価

○ 評価項目4 「いじめ防止の取組に関すること」

(2) 取組指標

ア 本校のテーマ「自分も大事 友達も大事 認め合い」が100%の児童に浸透している。

イ 「学校風土D調査」等で「学校が楽しい」かつ「友達と仲良くしている」と答える児童が90%以上いる。

ウ いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、いじめゼロを目指し、適切に組織的に対応する。

(3) 評価方法

ア 令和8年7月、12月に児童による「学校風土D調査」を実施

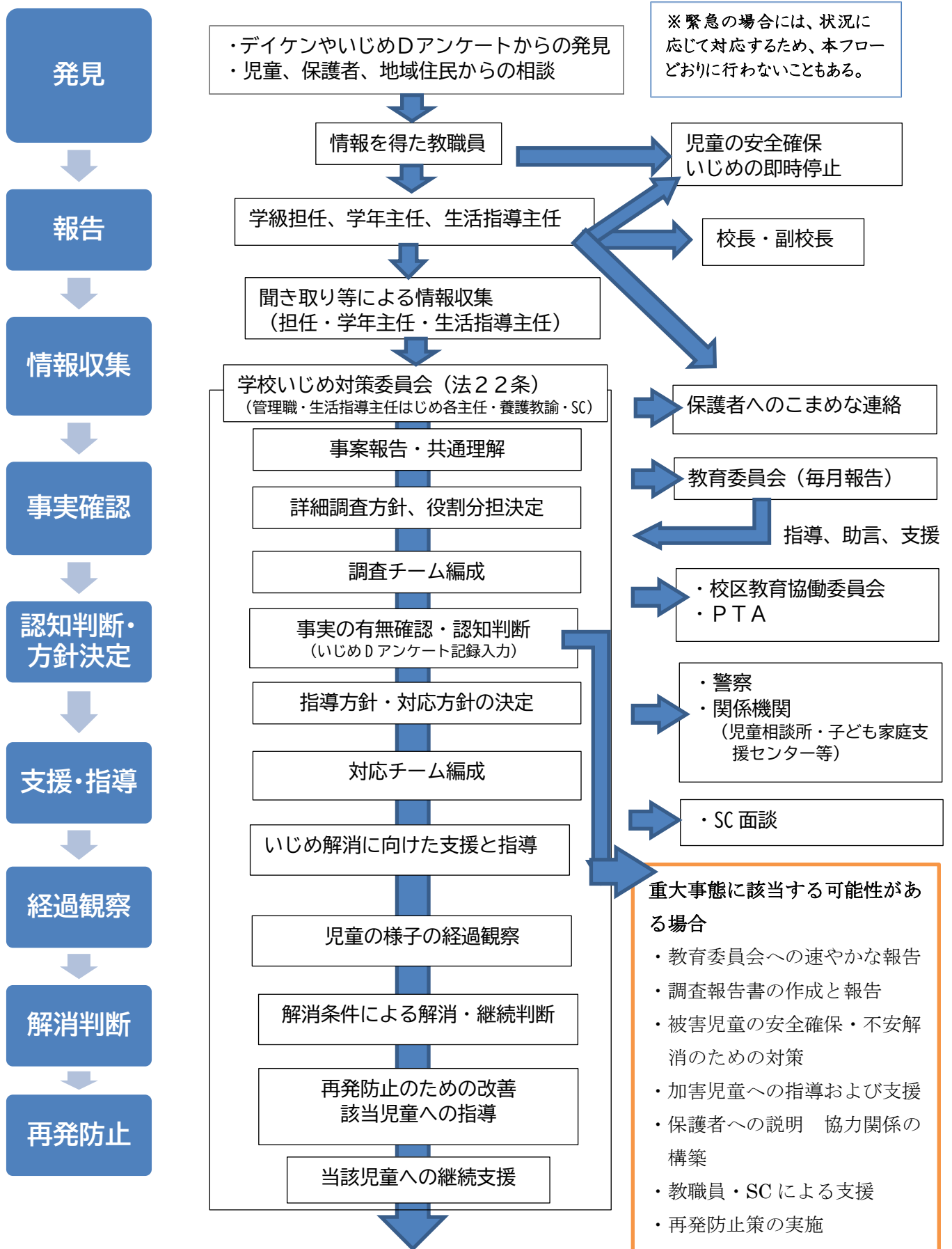
イ 令和8年7月に教職員による、調査結果といじめ防止等の取組の分析を実施

ウ 教職員による分析を受けて、校区教育協働委員会で評価・改善策を検討

エ 令和9年2月に「学校いじめ防止基本方針」の見直しを実施

10 その他

(1) いじめ発見から対応までの流れ



(2) いじめの未然防止および早期発見のための年間計画

月	研修・会議内容	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ対策委員会開催 ・校内いじめ防止教育研修①(いじめの定義、基本方針、いじめ防止教育の理解) ・所在確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権 DAY 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイケンの実施(4月21日より) ・いじめDアンケートなどの調査ツールの確認・引継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式(4月7日)、保護者会(4月15日)で、保護者に学校いじめ防止基本方針の説明 ・校区教育協働委員会に報告する。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ対策委員会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・トリプルチェンジの授業実施に向けて、準備を進める。 ・人権 DAY ・いじめ防止推進ウィーク 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイケン(毎日) ・いじめDアンケート(11~29日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・親子スマホ教室
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ対策委員会開催 ・ふれあい月間の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・トリプルチェンジ授業①実施 ・人権 DAY ・人権学習会(全校) 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイケン(毎日) ・いじめDアンケート、NiCoLi(8~26日) 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ対策委員会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権 DAY 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイケン(毎日) ・学校風土D調査(6月29日~17日) 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ対策委員会開催 ・校内いじめ防止教育研修② 	<ul style="list-style-type: none"> ・トリプルチェンジの授業実施に向けて、準備を進める。 		<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度学校評価の分析と改善策の検討(校区協働委員会)
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ対策委員会開催 ・所在確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティ教室 ・人権 DAY ・人権標語 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイケン(毎日) ・いじめDアンケート(7~25日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティ教室
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ対策委員会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止推進ウィーク ・トリプルチェンジ授業実施② ・人権 DAY 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイケン(毎日) ・いじめDアンケート、NiCoLi(5~30日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止授業トリプルチェンジ公開
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ対策委員会開催 ・ふれあい月間の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権 DAY 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイケン(毎日) ・いじめDアンケート(9~12月4日) 	

12月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ対策委員会開催 ・学校評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権 DAY ・トリプルチェンジの授業実施に向けて、準備を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイケン（毎日） ・学校風土 D 調査（1～25 日） 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ対策委員会開催 ・所在確認 ・校内いじめ防止教育研修③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・トリプルチェンジ授業③実施 ・人権 DAY ・人権教育公開授業（5年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイケン（毎日） ・いじめ D アンケート、NiCoLi（11～29 日） 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ対策委員会開催 ・取組の振り返り ・基本方針の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止推進ウィーク ・人権 DAY 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイケン（毎日） ・いじめ D アンケート（8～3月5日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度学校評価表の検討(校区教育協働委員会)
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ対策委員会開催 ・基本方針の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権 DAY 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイケン（毎日） 	